# 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律 （平成十一年法律第百二十六号）

#### 第一条（仮名による株取引等の禁止）

国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等（株券等（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下同じ。）の取得又は譲渡をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

#### 第二条（罰則）

前条の規定に違反して株取引等を行った者は、二十万円以下の罰金に処する。

# 附　則

この法律は、公布の日から施行する。

##### ２

第一条の規定は、この法律の施行前に行った株券等の信用取引（証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項の証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号の外国証券会社をいう。）から信用の供与を受けて行う株券等の買付け又は売付けをいう。）の決済に必要な株券等の売付け又は買付けをする場合には、適用しない。

# 附　則（平成一三年六月二九日法律第八〇号）

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

# 附　則（平成一三年一一月二八日法律第一二九号）

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

##### ２

この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一六年六月九日法律第八八号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### 第百三十五条（罰則の適用に関する経過措置）

この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 第百三十六条（その他の経過措置の政令への委任）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附　則（平成一六年一二月一〇日法律第一六五号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 附　則（平成一七年七月二六日法律第八七号）

この法律は、会社法の施行の日から施行する。